

# 許可の随伴性・阻止の随伴性の対称性とルール ：阻止の随伴性とルールの臨床的意義

Symmetry between behavioural contingencies of permission and prevention  
:Some Implications of prevention contingencies and rules for clinical settings.

吉野俊彦\*

Toshihiko YOSHINO

## <要旨>

行動分析学は基礎実験から臨床場面への適用まで幅広い。時に誤解されつつも、近年の言語行動を分析対象とした研究の展開は、臨床行動分析として成人臨床の場面への適用ももたらしてきた。その最も基本的な概念は行動随伴性である。本稿では基本的な4つの随伴性（許可の随伴性）に加えて、阻止の随伴性の枠組みを提示し、両者の対称性について論じた。また、いくつかの阻止の随伴性によって維持される回避行動の消去抵抗の高さを随伴性を記述したタクトとしてのルールによって考えた。以上の2点を踏まえた上で、阻止の随伴性とルールとが、科学者-実践者モデルやエビデンスベーストが重視される近年の臨床心理学において、どのような意義を持つかについて論じた。

キーワード：許可の随伴性、阻止の随伴性、消去抵抗、科学者-実践者モデル、行動分析学

## 1. 行動分析学の背景

行動分析学は、それまでのS-Rによって行動を捉えようとする古典的行動主義とも、両者の連合を媒介する生体変数を加えたS-O-Rによって行動を捉えようとする新行動主義とも異なった考え方である。Watsonに代表される古典的行動主義は、脳の活動がそうであるとすればという制限を加えなければならないものの、f-MRIなどの脳の活動を直接観察測定できるようになった現在では役割を終えている。なぜならWatson自身「研究対象の中心であるべき意識を直接研究できるようになるまでの代替物として行動」を研究しようとしていたのであるから。つまり、行動は心的な何かの表現型であり代替物として捉えられているわけである。一方、TolmanやHullに代表される新行動主義は、その媒介変数として何を置くかという違いはあるものの、生体内にあると仮定されるモデルを立て、所与の条件下での行動を測定し、その結果からモデルの妥当性を検証するという仮説演繹的な方法論に立脚している。この点では、現代の認知心理学などが採用している方法論に繋がっていると考えることもできる。実際、こうした方法論は哲学的には方法論的行動主義とラベルすることが可能である。その意味で、新行動主義は行動の役割こそ変化したものの、方法論的には大きな

展開を示してきたと言える。そこでは行動は、内的なモデルを検証するための手がかりであり手段となっており、行動そのものが研究対象でなく、あくまでも内的な説明モデルが解き明かすべき対象という位置づけである。

ルーツを共有しながらSkinnerの行動分析学は、行動そのものを研究し、理解しようとする点で、他のアプローチと大きな違いがある。行動は何かの代替物でも、それを手がかりとして何かを説明しようとする手段でもなく、そのもの自体が記述され、説明されるべき対象である。言い換えれば、人間理解は行動を理解することによって成立するという哲学に立っている。その徹底的行動主義という哲学をベースとした行動分析学は、実験と応用、そして言語的な行動分析という3つの下部領域によって構成されている。

行動分析学では、生体が「なぜその行動をするのか、しなくなるのか」という素朴な疑問を、レスポナントとオペラントという2つの行動に大別し、それぞれに対応したパヴロフ型条件づけとオペラント条件づけという枠組みから記述し、説明しようとする。1960年代後半に至るまでは、この2つの行動と条件づけのタイプは峻別され、独立したものと考えられていたが、オペラント条件づけによってレス

\* 本学教授

ポンドントを制御可能なことを示したバイオフィードバック (Miller, 1967) や逆にパヴロフ型条件づけによってオペラントが形成維持できることを示した自動反応形成 (Brown & Jenkins, 1968) や自動反応維持 (Williams & Williams, 1969) などによって、より緩やかなグラデーションを持つに至っている。

そうしたグラデーションがあるとしても、また Rescorla (1988) による情報獲得の基礎過程の側面を持っているという指摘を踏まえても、基本的にはパヴロフ型条件づけは S-R 連合の図式によって理解され、またその枠組みについても大きな変化はない。一方、オペラント条件づけでは、依然として強化と罰との対称性の問題であったり、回避行動の形成の問題であったり、さらには言語行動の分析を踏まえて、ルールやルール支配行動といった、基本的な枠組みについても議論が続けられている。変化がないとすれば、何よりも行動随伴性はその基盤となっていることであろう。急いで付け加えるが、パヴロフ型条件づけは、臨床的には大きな役割を持っているだけでなく、情動・感情といった、認知行動療法でも重視される側面について極めて重要な役割を持っており、議論が停止しているわけではない。また、S-R 連合についても、Skinner (1978) が主張する、変異と選択の3つの側面のうち、系統発生的な変異と選択によって特定の刺激と反応との連合が形成され、その関係が生得的な反応パターンとして維持されていることを付け加えておきたい。

本稿では、オペラント条件づけの基本的な4つの行動随伴性 (以下、許可の随伴性と呼ぶ) に加えて、Mallot (2007) が提唱した阻止の随伴性について見直しを図り、許可の随伴性と阻止の随伴性との対称性、また許可の随伴性でも重視される開放経済と封鎖経済との関わりについて論じる。そして阻止の随伴性における消去抵抗の高さから生じやすいと考えられるルールと、ルールの臨床場面における意義について議論したい。

Table 1 4つの許可の随伴性

	出現/増加する	消失/減少する
好子 (正の強化子)	好子出現による強化 正の強化 (喜び・快)	好子消失による弱 負の罰 (欲求不満・いらだち)
嫌子 (負の強化子)	嫌子出現による弱 正の罰 (悲しみ・不快)	嫌子消失による強化 負の強化 (安心)

注: それぞれ2つの呼び方で示した。また、かつこ内には Davey (1989) に基づいてそれぞれの状況で典型的に想定される結果として生じる情動状態を示している

## 2. 許可の随伴性

行動分析学の基本的な枠組みは行動随伴性である。ある行動がその行動の結果として出現したり消失したりすることによって、その行動の将来の生起頻度が上がったり下がったりすると考える。こうした4つの随伴性はTable 1のようにまとめることができる。

Mallot (2007) や杉山・島宗・佐藤・マロット・マロット (1998) は、こうした4つの随伴性について、行動の直前条件と直後条件を用いて、行動を強化したり弱体化したりする、好子や嫌子についてより明確に図式化している。たとえば好子出現による強化 (正の強化) の一例をFig 1 に示した。行動の直前には存在しなかった好子が行動によって出現していることがわかる。

ところで、許可の随伴性を考えたとき、開放経済と封鎖経済の効果が問題となる場合がある。たとえば、ある学生のアルバイト行動がお金という二次性の好子のみによって強化されているとしよう。たまたまこの学生が返還の必要のない奨学金を獲得し、生活する上でそれ以上の金銭を獲得する必要がなくなったとすれば、アルバイト行動は継続しなくなるだろう。アルバイト行動をすれば、お金という好子が出現するという随伴性には変わりがないにも関わらずである。

こうした状況を、杉山他 (1998) は行動の曼荼羅として示したが (p 367), Fig 2 に示すような、そ

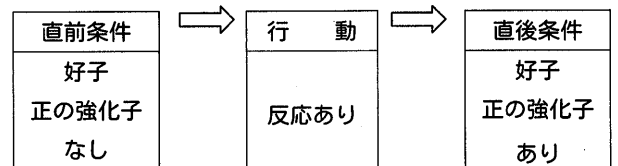


Fig 1. 好子出現による強化 (正の強化) の図式1 (杉山他 (1998) より改変)

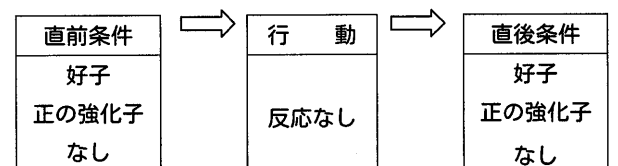
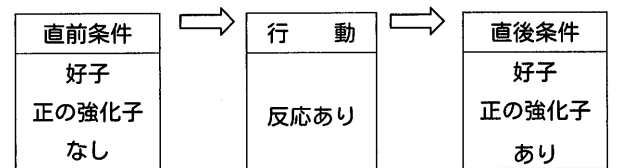


Fig 2. 好子出現による強化 (正の強化) の図式2  
注: この例では、下段に反応しない場合には好子が出現しないことが示されている

の行動をしないときに同じ好子が得られるかという図式を加えると、より簡潔に説明できる。Fig 2の上段にはFig 1と同じものが示されているが、下段には同じ反応をしなかった場合には同じ好子が出現しないことが示されている。好子出現によってある行動が強化されるためには、反応をしなければ、その好子が出現しないことが必要である。これまでの行動分析学の枠組みで強化が語られる場合には、この図式を暗黙裏の了解として、また時には確立操作によってその好子が強化する働きがある（別の心理学の枠組みによれば、その好子への動機づけが高い）ことを前提としていた。Fig 2ではそれを図示することで、確立操作や開放経済といった別の概念を持ち出すことなく、行動の前後での好子の出現の有無によって表現が可能である。Fig 3には嫌子出現による弱화를同様に図示した。この反応しない場合の変化は、許可の随伴性ではそれほど大きな問題とならないが、次項で扱う、阻止の随伴性ではより大きな意味を持って来る。

### 3. 回避条件づけと阻止の随伴性

長谷川（2011）によれば、阻止の随伴性 contingencies of prevention という概念は、ディック・マロットと佐藤方哉との私的な交流から定式化されたものであるが、それに近い概念をSkinner（1990）も持っていたという。出自はどうであれ、第7版を重ねているMallot（2007）や杉山他（1998）、また一般向けに書かれた奥田（2012）を別とすると、多くの入門書でも専門書でも阻止の随伴性を扱ったものは数少ない。阻止の随伴性の分類については後述するが、そのうち嫌子出現の阻止による強化という概念は、これまで回避条件づけとして扱われてきたものである。典型的な教科書であるCatania（1997）やMazur（2012）でも、また国内でも小野（2005）、伊藤（2005）、また実森・中島（2000）などにも阻止の随伴性は紹介されておらず、嫌悪統制の文脈で嫌子消失の強化や嫌子出現による弱化などの文脈で説明されている。

回避条件づけについても、二過程説として、たとえば典型的な電撃を用いた実験事態だと、警告刺激と電撃との連合がパヴロフ型条件づけによって、機能的には弁別刺激と二次性の嫌子である警告刺激の消失がオペラント条件づけによって、説明されてき

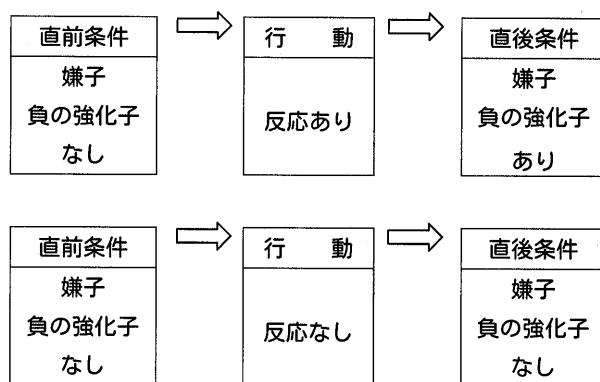


Fig 3. 嫌子出現による弱化（正の罰）の図式

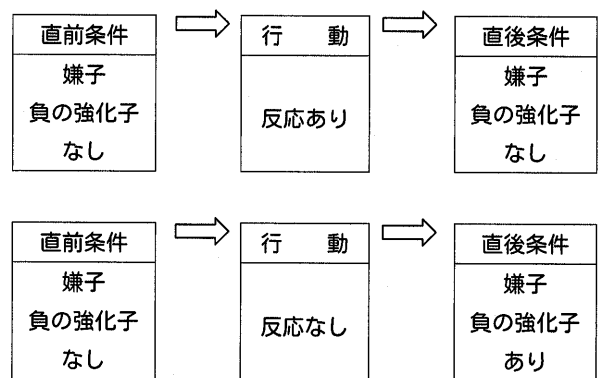


Fig 4. 嫌子出現の阻止による強化の図式

注：上段は、反応の前後で変化がないために、消去の図式となっているため下段がなければ、なぜその反応が強化されているかがわからない

た。重要な問題として考えなければならないのは、この警告刺激がそのような二次性の嫌子でない場合でもこうした回避行動と呼ぶべき反応が形成されて維持されることである。たとえば、夏の暑い日に外出する際、多くの女性は日焼け止めクリームを塗る。このクリームを塗るという行動の前後には明確な好子や嫌子の出現や消失はないから、許可の随伴性とは言えない。また、夏の日差しと日焼けという結果との連合はあり、弁別刺激としての機能は持つものの、夏の日差しそのものが二次性の嫌子というわけではない。さらに、少なくとも前述した典型的な回避行動と同じような夏の日差しの停止はクリームを塗る行動によってもたらされるわけではない。あるいは、乗り物に乗ると酔いや酔いやすい人が酔い止めの薬を飲んだり、インフルエンザなどの予防接種を受けに病院に行ったりという行動についても、同様に明確な警告刺激が存在するわけではなく、二次性の嫌子の停止もない。

そうした状況に共通しているのは、当該の行動をした場合としなかった場合に嫌子が出現する確率の差分である。許可の随伴性が行動したときに好子が生じる確率や嫌子が消失する確率が、その行動をし

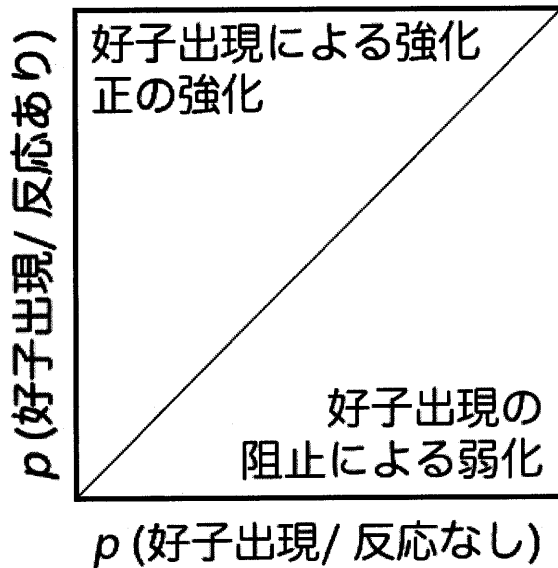


Fig 5 好子が存在しない状態から反応の有無によって好子が出現する確率による許可の随伴性と阻止の随伴性の位置づけ

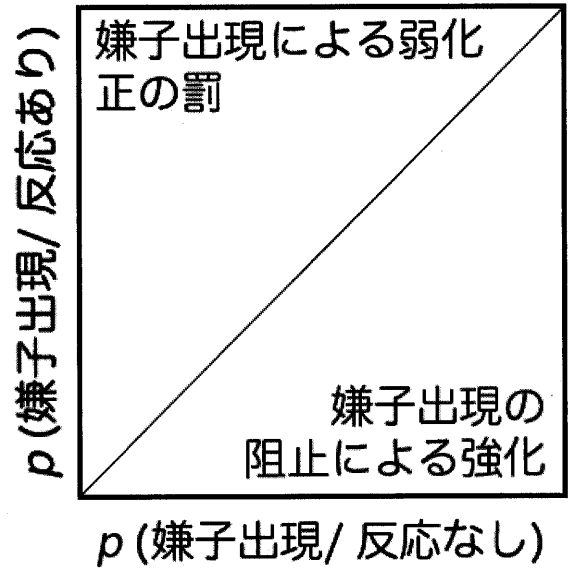


Fig 6 嫌子が存在しない状態から反応の有無によって嫌子が出現する確率による許可の随伴性と阻止の随伴性の位置づけ

なかったときのそれぞれの確率よりも高いことで、行動が強化されたり弱化されたりするのとちょうど逆と考えればよい。たとえば回避条件づけの事態では、当該の行動をしなかったときに嫌子が出現する確率が、したときのそれよりも高いのである。時間の流れの中では、嫌子の出現を阻止することでその行動が強化されていると表現できるが、嫌子の出現の阻止がその行動以外でも生じるのであれば、つまり確率差分に違いがなければ、その行動は強化されなくなる。

Fig 4 に、Fig 3 と対応させた阻止の随伴性の図式を示した。Fig 3 と Fig 4 では共に直前条件には嫌子なしとなっているが、直後条件で嫌子の有無が行動の有無と対応して逆になっていることがわかる。また、ここでとりわけ注意が必要なのは、Fig 4 の上段では反応ありの前後で嫌子なしから嫌子なしと変化が生じていないことである。行動の前後で何も変化がないことによってその行動の生起頻度が下がることを消去と言うが、この上段はちょうどその消去の図式になっているのである。もし、下段において、反応なしであれば嫌子あり、つまり何もしないでいると嫌子が出現することが示されていなければ、この反応が強化される随伴性が特定できない。

ちなみに、杉山他 (1998) や奥田 (2012) では、直前条件に、「やがて嫌子が出現する」とか「やがて好子が消失する」と表現されているが、許可の随伴性の説明には含まれない時間的な経過を直前条件としなければならず、統一的でない。筆者の提案す

る方法であれば、許可の随伴性は、反応すると何らかの変化が生じるが、反応しないとその変化は生じない、また阻止の随伴性は、反応しないと何らかの変化が生じるが、反応するとその変化が生じない（すなわち、変化を阻止している）と、対称性を保つことができる。また、好子と嫌子が出現する確率差分による図式として同様に記述することも可能である。ここでは、回避条件づけという別の枠組みを準備する必要もない。科学がよりシンプルでより広い現象を説明できるものをより優れたものとする前提に立てば、許可の随伴性と阻止の随伴性とをこのように説明することの利点は明らかであると考えられる。

こうした阻止の随伴性を許可の随伴性との組み合わせで図示すると、Fig 5 ~ Fig 8 のようになる。Fig 5 と Fig 6 では現時点で好子や嫌子が存在しないときから、ある反応によって出現する確率と反応がない場合に出現する確率との差分によって表現されている。また、Fig 7 と Fig 8 では現時点で好子や嫌子が存在するときから、ある反応によって消失する確率と反応がない場合に消失する確率によって表現されている。Fig 5 では、反応することによって好子が出現する確率が反応しないことによって好子が出現する確率よりも大きければ、好子出現による強化（正の強化）であり、図の左上に位置づけられる。通常的好子出現による強化の事態であれば、反応しなくても好子は出現しないが、反応することによって好子が出現する確率は強化スケジュールとして操

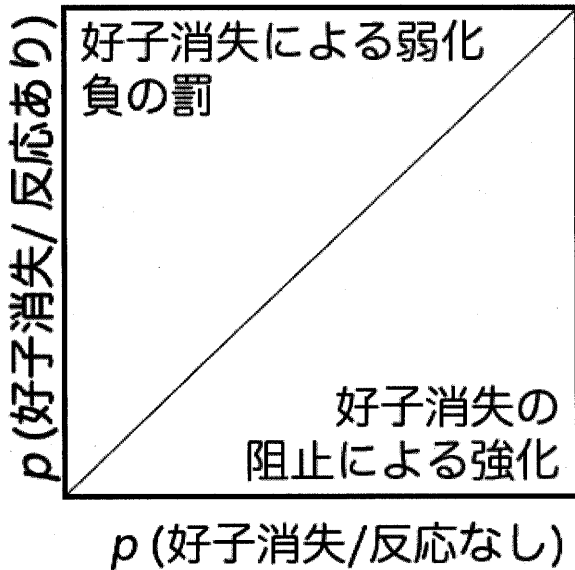


Fig 7 好子が存在する状態から反応の有無によって好子が消失する確率による許可の随伴性と阻止の随伴性の位置づけ

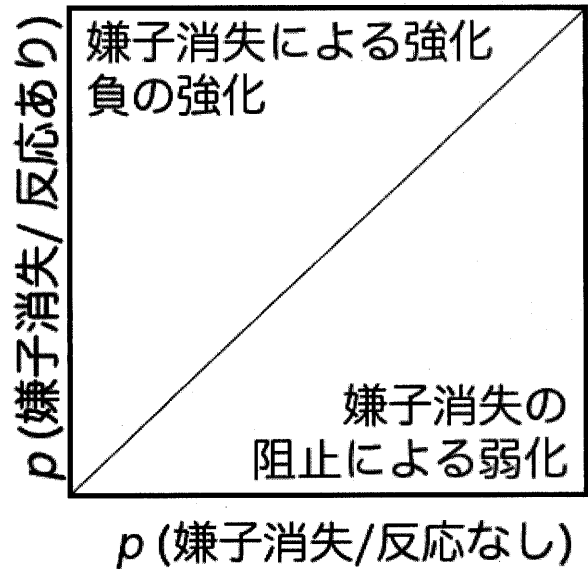


Fig 8 嫌子が存在する状態から反応の有無によって嫌子が消失する確率による許可の随伴性と阻止の随伴性の位置づけ

作されるから、y軸上のどこかに位置づけられることになる。逆に、反応しなければ好子が出現する確率が反応することで出現する確率よりも大きければ、好子出現の阻止による弱化となる。また、Fig 4で示した嫌子出現の阻止による強化は、Fig 6に示されるとおりである。

このように考えると、許可の随伴性と阻止の随伴性とは、反応の有無によって好子と嫌子の出現や消失が生じる確率の差分によって同じ図式の中に位置づけられることがわかる。つまり、両者は対称的な位置づけが可能であるということである。この確率差分による図式は、パヴロフ型条件づけにおける条件刺激があるときに無条件刺激が生じる確率と条件刺激がないときに無条件刺激が生じる確率との差分によって示される随伴性空間と同様なものである。

ちなみに、パヴロフ型条件づけにおける無条件刺激は特定の無条件反応を引き起こす機能を持つが、オペラント条件づけの文脈で同じ刺激は一次性的好子や嫌子としても扱われる。つまり、オペラント条件づけの文脈で特定の反応によって好子が出現すれば、それは直前の行動を強化する機能と同時に、何らかの無条件反応を引き起こしていることになる。そしてそれが特定の刺激と連合すればそこにはパヴロフ型条件づけの学習も含まれることになる。情動的な反応を引き起こすような好子や嫌子であれば、とりわけ臨床場面では大きな意味を持つことになるが、この2つの条件づけの関わりと情動との関連については稿を改めたい。

さて、ここで提案した随伴性の見直しにも問題は残されている。まず何よりの問題は、行動随伴性の基本要件のひとつ60秒ルールである。行動が強化されたり弱化されたりする場合に、好子や嫌子の出現や消失は行動が起こってから60秒以内である必要があるとされる。この問題を杉山他(1998)では、「行動の直後に、嫌子の出現が阻止されると」という表記で60秒ルールを維持している。筆者の提案による阻止の随伴性だと、あくまでも確率差分としてしか表記しない。この場合は60秒ルールを必ずしも満たしておらず、いわゆる強化でなく、「強化もどき(杉山他, 1998, p 296)」という位置づけになってしまう。

また用語の問題も指摘されなければならない。パヴロフ型条件づけにおけるblockingの訳語として阻止は定着している。ここで論じられている阻止は日本語では同じであるが、preventionの訳語であり、同じ用語が複数の内容を意味して混乱を招く危険性がある。尤も、2つの条件づけの間における用語の混乱は、最も基本的な強化、消去、般化といったものについても同様であり、学習の妨げとなっていることが危惧される。ここでは、こうした問題が残されていることを指摘するに留めて、ルールを含む臨床の問題へと議論を進めたい。

#### 4 消去抵抗の高さとルール

回避条件づけによって獲得された行動の消去抵抗が高いことは以前よりよく知られた現象である。前述したように、行動することによって、しなかったときに生じる（かもしれない）変化が生じない。つまり、何も変化がないにも関わらず、その行動は維持され続けていることになる。状況が変化して、つまり消去事態に移行して、行動しなくても嫌子が出現しなくなったとしても、その事態の変化を行動している生体が経験する可能性が低いわけである。典型的なラットのシャトルボックスでの移動行動は、電気ショックを受けることなく維持され続けるが、もし、ラットが言語を持っていたとすれば、なぜ行動し続けるかを尋ねられればおそらく、「移動しないと電撃を受けるから」と答えるかもしれない。

行動分析の枠組みにおいて、言語行動は少なくとも2つの重要な意味を持っている。ひとつは、しばしばヒトに特有と言われる言語行動が、他の行動（すなわち、ラットのレバー押しやハトのキーつつきに代表されるオペラント）と同様に扱うことができるかという問題である。Skinner (1957) によって提案された言語行動の獲得過程や分類については、現在でも議論は続けられており、理論的な分析だけでなく、日常場面ではうまく言語を獲得できない子どもたちへの関わりに代表される応用的な場面でも多くの知見を積み重ねてきた（たとえばSigman & McGovern, 2005）。

もうひとつは、こうした言語行動が行動の随伴性を記述する場合に、ルールと呼ばれて、実際に働いている行動随伴性でなく、そのルールによって行動が制御されるということである。行動分析家の多くは、最終的には実際に働いている随伴性によって行動は制御されるようになるかと考えるが、筆者は必ずしもこの主張に与しない。小野 (1990) やOno (1994) に代表される迷信行動の分析、また臨床場面でクライアントが語ることば（その主要な部分は行動随伴性によって翻訳することが可能である）、さらには、むしろ実際に働いている随伴性に晒され続けると適応を損なう危険性すら感じる。認知行動療法では、クライアントが持っている認知が誤っている場合には認知のゆがみとしてそれを修正する場面がある。いわゆる認知のゆがみはネガティブな方向にのみ生じるのではなく、逆にその個人をより適応させる場合も少なくない。出典が明確でないが、大

学教授の70~80%は自分の教え方は平均以上であると認識しているという。教え方が正規分布するのであれば、20~30%は自分自身の能力を実際以上に高く認識していることになる。これも認知のゆがみと呼べなくはない。こうした認知のゆがみの修正が必要なのは、あくまでもクライアントの抱える問題がそれを修正することによって解消されると考えられる場合に限られる。

ルールの形成は、自らの経験によって形成される行動の随伴性の判断に基づくだけでなく他者からこうすればよいといったルールを含む言語的な指示によって、あるいは他者が行っている行動を観察することによって、随伴性形成でなく形成される行動は少なくない。認知行動療法でそのように呼ばれる認知とはすなわちルールであると考えてもあながち誤りではないだろう。

Ono (1994) が指摘するように、ヒトは言語的に実際に働いていない行動随伴性によって迷信的に行動を維持する場面がある。前述のように、それはよりその個人を適応的に仕向ける場合もあるだろうが、臨床場面で問題となるのは、それによって適応できなくなってしまっている場合である。消去抵抗の高さとルールに直接関わる臨床的な問題のひとつとして、強迫行動が挙げられるだろう。強迫行動を主訴とするクライアントは、最初は問題でなかったことが、しだいに窮屈になっていき最後はがんじがらめになってしまったと語ることがある。行動分析学が前提とするように、基本的にはすべての個人のすべての行動は、生じている限りは適応的である。けれども、適応的に、短期的には何らかの強化を受けて獲得した行動傾向が、過度に般化するなどして、長期的には不適応を引き起こしているであろう。

ありそうな行動を考えてみよう。会社で比較的頻繁にうまくいかない状況が起こっていた時に、たまたまいつもとは違う道で駅まで行くといつものは起きがちだった悪いことが何もなかったとしよう。おそらく、その道を通ることと何も悪いことがなかったこととの間には因果関係はないだろうが、主観的にはそれを結びつけてしまうかもしれない。その日からその人はその道しか通らなくなるかもしれない。もちろん、うまくいかない状況の頻度に変化がなければ思い過ごしと修正ができるだろうが、2~3日続けば、あるいはうまくいかない状況の強度が極めて強ければ1度だけの経験でもそれは堅固に学習されてしまうかもしれない。

このような特定の行動だけが迷信的にせよ（この場合は時間的な接近によって生じた連合、但し、決して前述の60秒ルールにあてはまらない）強化されるだけであれば大きな問題はないだろうが、やがて道を渡る地点、玄関の開け方、足の踏み出し方など、様々な場面で様々な行動についても同様に定型的な行動を示すようになるかもしれない。そこで学習した内容が、その特定の行動と嫌悪的な状況が生じなかったこととの関係でなく、それまでしなかった行動をすることとの関係であれば尚更である。やがて、「そんなうまくいかない状況が2度と起きないようにするために」そのような定型的な行動をしているはずが、自分で作り出した様々な定型的な行動パターンをし続けることに困難を感じるようになる。そのようにして、たとえば病院に来談に至ることがあるだろう。

ここで、この例を行動分析学の言葉で理解すれば、以下ようになる。Fig 9 に最初のある道を通ったときの随伴性を図示した。別の道を通って駅に行く行動は、うまくいかない状況という嫌子が減少または消失しているわけであるから嫌子消失による強化と説明できる。尤も、この場合は、おそらくはいつもの道を通って行っていたとしても、うまくいかない状況がなくなっていたと考えられるだろうから、この随伴性は実際に働いてはおらず、その意味で迷信的に獲得されたと言えるだろう（下段の図式は、そのような実際に働いている随伴性の判断をする上でも有効である）。これは最初の行動の獲得パターンであるが、その後の定型的な行動パターンについては阻止の随伴性によってよりよく説明できるようなのである。Fig 10 に様々な定型行動として図示した。ここでは上段が定型行動があったときに何も状況として変化がないわけであるから、消去または前述のように阻止の随伴性が仮定できる。もし、下段の直後条件においてうまくいかない状況ありだとすれば、典型的な嫌子消失による強化と説明できるが、この場合はおそらくはその行動をしなくてももううまくいかない状況は生じないだろうと考えられる。つまり、回避条件づけにおける消去事態と同様である。そして回避条件づけの消去抵抗の高さを考えると、このクライアントが語る言葉のように「そんなうまくいかない状況が2度と起きないようにするために」そうした行動が必要と認識しており、それを促進しているものがルールであると説明できるのである。

また、こうした確率差分による随伴性の認知の間

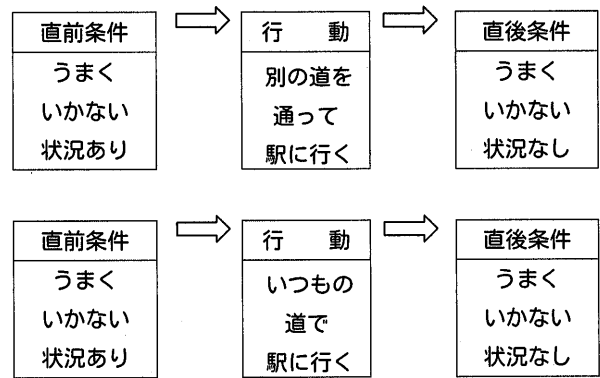


Fig 9. 迷信的強化による仮想強迫行動の獲得の図式

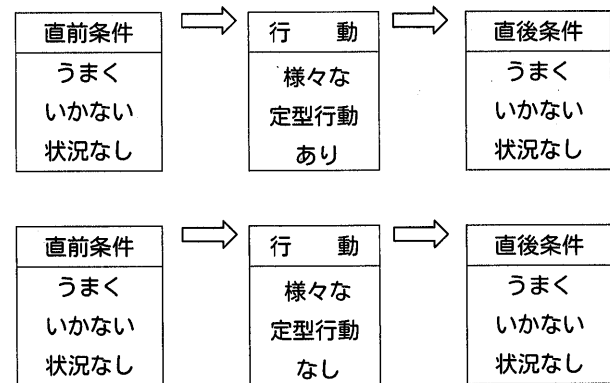


Fig10. ルールによって維持される強迫行動維持の図式

題は、嶋崎（1999）の言う随伴性判断や増田・坂上・広田（2002）の制御幻想などと関連していることを付記する。

但し、この問題への介入についてはあらためて新しいことを持ち出す必要はない。アメリカ心理学会第12部会特別委員会は強迫性障がいへの有効な介入方法として曝露反応妨害法を挙げている（Society of Clinical Psychology, 2012）。しかし、こうした技法の有効性はあくまでもその行動がどのような随伴性によって維持されているかを機能分析しなければ保障されない。単にマニュアル通りに暴露を行えばよいかと言えば必ずしもそうでないことは、その強迫行動がどのような随伴性によって維持されているかによって異なってくることは重要である。この強迫性障がいに対する介入方法だけでなく、近年のいわゆる第三の（認知）行動療法と呼ばれる技法のいずれもが、行動の随伴性および、言語の機能分析に基盤を置いていることは時に看過されやすいように見える。たとえば熊野（2012）が指摘するように、新しい（認知）行動療法のひとつであるアクセプタンス & コミットメント・セラピー（ACT）は、言語行動も対象に含めた臨床行動分析に基づいた体系であり、思考、感情、記憶、身体感覚などの私的出

来事も行動とみなして評価や介入の対象としている。行動分析学が扱う行動は、一般に誤解されるような外的な表出行動だけでなく、生体の働きのうちで、外界に働きかけまたは関わりを持つものとSkinnerも定義している。その枠組みで言語行動を意識の操作的定義と捉えるなど、そこでも行動の随伴性が最も中心的な概念であることには変わりがない。つまり、近年の様々な技法も行動の随伴性の枠組みから捉えたり、吟味したりといったことが可能なのである。

ここでは強迫行動の典型例を取り上げたが、これ以外にも、クライアントが語る言葉を随伴性の図式から理解して、その行動がなぜ生じているか、そしてそうした行動と結果との関係性からクライアントにどのような情動的な変化が生じているかを理解することが可能である。これについては、主観と客観とを結ぶ問題や、エビデンスベーストの捉え方の問題が関わってくるが、これについては稿を改めたい。

## 5 おわりに

本稿では、これまでの行動分析学で中心的な概念である行動の随伴性の捉え方についての提案を行った。これにより、阻止の随伴性は、回避条件づけのような別概念を持ち出すことなく説明が可能である。また、許可の随伴性との対称性を保つことも可能である。さらに、阻止の随伴性によって維持されている行動は消去抵抗が高く、とりわけヒトの場合に言語的なルール（認知）が介在することで、その消去をより難しくする場合がある。

言語的なルールの機能については、実験的な方法も含めて臨床場面との関わりを検討した研究も現れてきている（たとえばMellon, 2009）。ここでも、迷信行動、ルール、言語といった、行動分析学の枠組みの中でも臨床的な意義をより強く持つ概念が扱われていることに注目したい。さらには、行動分析学を含む実験心理学からの精神病理学へのアプローチもDavey & Field (2010) が提言するようにより豊かな展開を示しつつある。そこにあるのは、あくまでも実証的な立場から、理論的な背景を踏まえることを、臨床の前提とする科学者 - 実践者モデルであることを強調しておきたい。

## 引用文献

- Brown, P. L., & Jenkins, H. M. (1968). Auto-shaping of the pigeon's key-peck. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 11, 1-8.
- Catania, C. A. (1997). *Learning*. 4th ed. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.
- Davey, G. C. L., & Field, A. P. (2010). Editorial. *Journal of Experimental Psychopathology*, 1, 1-2.
- Davey, G. C. L. (1989). *Ecological Learning Theory*. London: Routledge.
- 長谷川芳典 (2011). 許可の随伴性・阻止の随伴性・ルール支配行動：青年・成人臨床事例からの再考 日本行動分析学会第29回大会指定討論  
([http://diary.hasep.net/\\_b/09/20.htm](http://diary.hasep.net/_b/09/20.htm)) 2013年1月確認
- 伊藤正人 (2005). 行動と学習の心理学—日常生活を理解する 昭和堂
- 実森正子・中島定彦 (2000). 学習の心理—行動のメカニズムを探る サイエンス社
- Mallot, R. W. (2007). *Principles of Behavior*. 6th ed. Pearson.
- 増田真也・坂上貴之・広田すみれ (2002). 制御幻想とは何か? - 実験操作と測定方法の検討- 心理学評論, 45, 125-140.
- Mazur, J. E. (2012). *Learning & Behavior*. 7th ed. Pearson Education.
- Mellon, R. C. (2009). Superstitious perception: response-independent reinforcement and punishment as determinants of recurring eccentric interpretations. *Behavior Research and Therapy*, 47, 868-75.
- Miller, N. E. (1967). Behavioral and physiological techniques: Rationale and experimental designs for combining their use. In C. F. Code & W. Heidel (Eds.), *Handbook of physiology, Section 6: Alimentary*



canal, Vol. 1: Food and water intake. Baltimore: Williams and Wilkins, pp. 51-61.

contingent non-reinforcement. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 12, 511-520.

奥田健次 (2012). メリットの法則——行動分析学・実践編 集英社新書

小野浩一 (1990). 人間および動物の迷信行動 行動分析学研究, 5, 1-44.

Ono, K. (1994). Verbal control of superstitious behavior: Superstitions as false rules. In L. Hayes, S. C. Hayes, K. Ono, & M. Sato (Eds), *Behavior Analysis of Language and Cognition*. Reno, NV: Context Press. Pp. 181-196.

小野浩一 (2005). 行動の基礎—豊かな人間理解のために 培風館

Rescorla, R. A. (1988). Pavlovian Conditioning: It's not what you think it is. *American Psychologist*, 43, 151-160.

嶋崎恒雄 (1999). 随伴性判断の獲得過程に対する連合学習モデルの適用の妥当性に関して 心理学研究, 70, 409-416.

Sigman, M., & McGovern, C. W. (2005). Improvement in Cognitive and Language Skills from Preschool to Adolescence in Autism. *Journal of Autism and Developmental Disorders*, 35, 15-23.

Skinner, B. F. (1957). *Verbal Behavior*. Copley.

Skinner, B. F. (1978). *Reflections on behaviorism and society*. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.

Society of Clinical Psychology (2012).

<http://www.div12.org/empirically-supported-treatments/>  
2013年1月確認

杉山尚子・島宗理・佐藤方哉・マロット, R. W.・マロット, M. E. (1998). 行動分析学入門 産業図書

Williams, D. R., & Williams, H. (1969). Auto-maintenance in the pigeon: sustained pecking despite